

# 営農活動支援交付金に係る業務方法書（案）

平成19年4月16日

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 本業務方法書は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱（平成19年4月2日付け18農振第1868号農林水産省事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会（以下「地域協議会」という。）が行う営農活動支援交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### （業務運営の基本方針）

第2条 地域協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、営農活動支援交付金等の交付決定に当たって農林水産省生産局長、北海道知事及び市町村長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に資金を安全に管理しつつ、実施要綱別紙2の第4の2の対象活動組織（以下「対象活動組織」という。）に対する交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 地域協議会は、実施要綱、実施要領その他の法令等を遵守する対象活動組織が、本業務方法書に定めた手続きに従って交付金の交付の対象となる活動を行う場合、交付金を交付するものとする。

## 第2章 事業の実施

### （実施方針）

第3条 地域協議会長は、実施要領第5の3の（1）に定めるところにより実施方針を作成し、総会の議決を得、国の承認を受けた後、地域協議会に備え置き、広く閲覧が可能なものとする。また、実施方針を変更した場合も、上記に準じるものとする。

### （資金等の管理）

第4条 地域協議会は、国の交付金の交付を受け、積み立てた資金と道及び市町村の営農活動支援に係る補助金等について、営農活動支援交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

- 2 地域協議会は、交付金を営農活動支援交付金会計から交付するものとする。また、営農活動支援交付金会計の資金等を当該用途以外の用途に使用してはならない。
- 3 地域協議会は、第1項の資金等を金融機関への預金により管理するものとする。
- 4 地域協議会は、前項の資金等の運用により生じた運用益を資金等に繰り入れるものとする。
- 5 地域協議会は、国の交付金の交付を受け、積み立てた資金について、平成23年度末に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

( 営農活動支援交付金の採択申請及び採択決定 )

第5条 交付金の交付を受けようとする対象活動組織の代表者は、実施要領第5の9の(9)に基づき、交付金の採択申請書(様式第30号)を、採択を受けようとする年度の6月30日(平成19年度においては、当該年度の8月31日)までに、関係市町村長を経由して地域協議会長に提出するものとする。その際、実施要綱別紙2第4の2の(2)の内容が記載された規約(以下「規約」という。)(様式第3号)及び実施要綱別紙2第4の2の(1)の内容が記載された協定(以下「協定」という。)(以下のとおり様式第6号、第7号のいずれかを選択し、必要に応じて様式第8号を添付。)及び実施要領第5の9の(4)の生産計画に対する意見書を添付するものとする。

選択する協定の様式は次のとおりとする。

- (1) 実施要領第4の5による集落協定等関連対象活動組織に該当しない場合
- (2) 実施要領第4の5による集落協定等関連対象活動組織に該当する場合
- (3) (1)に該当し、営農活動支援交付金を併せて申請する活動組織(様式第6号)
- (4) (2)に該当し、営農活動支援交付金を併せて申請する活動組織(様式第7号)

また、関係市町村長は、活動組織の採択申請書を地域協議会へ提出する際には、交付金に係る市町村負担について、その支払い方法等を記載した書面を地域協議会長に提出するものとする。

- 2 地域協議会長は、前項の申請を受けたときは、実施要領第5の9の(10)に基づき、申請書を審査の上、当該対象活動組織に交付金を交付することが適当と認められるときは、採択決定し、速やかに対象活動組織の代表者に関係市町村長を経由して交付金の採択通知書(様式第31号)を交付するものとする。
- 3 対象活動組織の代表者は、第1項により地域協議会長に提出した協定について交付金の交付額の増加を伴う変更を行った場合は、実施要領第5の9の(11)のAに基づき、速やかに関係市町村を経由して地域協議会長に交付金採択変更承認申請書(様式第32号)を提出しなければならない。その際、変更した協定を添付するものとする。
- 4 地域協議会長は、前項の申請の内容を精査し、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、実施要領第5の9の(11)のイに基づき、関係市町村を経由して、対象活動組織の代表者に、交付金採択変更承認通知書(様式第33号)を交付するものとする。

5 対象活動組織の代表者は、第1項により地域協議会長に提出した規約又は協定について交付金の交付額の増加を伴わない変更をしたときは、実施要領第5の9の(11)のウに基づき、地域協議会長に關係市町村を經由して交付金採択変更届出書(様式第34号)により届出を行うものとする。その際、変更した協定を添付するものとする。

(交付金の交付申請及び決定)

第6条 対象活動組織の代表者は、前条2項の採択通知書の交付後、速やかに關係市町村長を經由して交付金交付申請書(様式第35号)を地域協議会長に提出するものとする。

2 地域協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、第4条第1項の営農活動支援交付金会計の資金等の範囲内において、交付決定するとともに、速やかに關係市町村長を經由して、指令書(様式第36号)を交付するものとする。

3 対象活動組織の代表者は、第5条第4項に基づく採択変更承認通知書を受領した場合、又は、同条第5項により採択変更届出書による届出を行った場合は、速やかに關係市町村を經由して交付金変更承認申請書(様式第37号)を地域協議会長に提出するものとする。

4 地域協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、第4条第1項の営農活動支援交付金会計の資金の範囲内において、対象活動組織に交付変更決定をするとともに、速やかに關係市町村長を經由して変更指令書(様式第38号)を交付するものとする。

5 地域協議会長は、第2項及び第4項の交付決定等の際に予算の都合により一部の交付決定等となった場合には、予算の都合が付き次第、交付変更決定をするとともに、変更指令書(様式第39号)を交付するものとする。

(交付金の概算払申請及び支払)

第7条 対象活動組織の代表者は、営農基礎支援に係る交付金の交付について、第6条第2項の交付金交付決定通知書受領後、交付金概算払申請書(様式第40号)により關係市町村長を經由して地域協議会長に提出するものとする。

また、先進的営農支援に係る営農活動支援交付金の交付については、原則として実施要領第5の11の実施状況の確認後に実施要領第5の11の(3)の実施状況の確認通知書を添付して概算払申請書(様式第40号)を關係市町村を經由して地域協議会長に申請するものとする。

2 地域協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認めた場合には、第4条第1項の営農活動支援交付金会計の資金等の範囲内において、速やかに交付金を対象活動組織に交付するとともに、様式第41号により關係市町村長を經由して通知するものとする。この際、支出勘定科目を明確にしておくこととする。

3 対象活動組織は、毎年度末に営農基礎活動支援に係る交付金に残額が生じたときは、当該残額を

地域協議会に返還するものとする。また、対象活動組織は、平成23年度末に先進的営農支援に係る交付金に残額が生じたときは、当該残額を地域協議会に返還するものとする。

( 交付金の返還等 )

第8条 対象活動組織において、協定で定められた事項が遵守されていない場合等には、地域協議会長は、交付した交付金の全部又は一部について、返還等の措置を講じるものとする。

2 返還等の措置を講じる場合、地域協議会長は対象活動組織への交付金の交付を停止し、遵守されていない事項、返還の額及び返還の期日を記載した書面を関係市町村を經由して対象活動組織の代表者に送付しなければならない。

3 前項により交付金の返還を求められた対象活動組織は、前項の期日までに求められた額を地域協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、対象活動組織の代表者は、地域協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、対象活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに関係市町村を經由して地域協議会長に提出しなければならない。

4 地域協議会長は、前項により期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を関係市町村長を經由して対象活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を関係市町村長を經由して対象活動組織の代表者に通知しなければならない。

5 第2項から第4項までの手続きにより対象活動組織から返還があった場合、地域協議会長は、対象活動組織の代表者の営農活動支援交付金等の再開に係る意思を関係市町村を經由して確認し、第6条の1の手続きを経た後、交付金の交付を再開するものとする。

### 第3章 報 告

( 実施状況の報告 )

第9条 対象活動組織の代表者は、毎年度、実施要領第5の16の(1)に基づき、様式第42号により交付金の実施状況調書を作成し、4月5日までに関係市町村を經由して地域協議会長に提出するものとする。

( 備考 )

第9条の期日については、事業の実施状況報告書及び資金管理状況報告書の作成に必要な期間を勘案して設定する。

#### 第4章 雑 則

(事業期間)

第10条 本対策の事業期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とするものとする。

(その他)

第11条 本対策の実施に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、地域協議会長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この業務方法書は、生産局長の承認のあった日から施行する。